

---

## 障害者自立支援と障害児通所支援

---

## 第10 障害者自立支援と障害児通所支援

### 1 障害者自立支援と障害児通所支援の状況

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、これまでの障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25年4月1日から施行された。

障害者総合支援法は、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としており、法の施行に伴い、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲（身体障害・知的障害・精神障害）に難病等が加えられた。

障害児通所支援については、平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、これまで都道府県が行っていた知的障害児通園施設及び重度心身障害児通園事業等の通所支援と障害者自立支援法における児童デイサービスが児童福祉法に基づく障害児通所支援として一元化され、身近な市町村が実施している。

### 2 予算の状況

#### 障害者総合支援費

（単位：千円）

事務事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
嘱託員報酬	1,973	1,985	2,003
介護給付費・訓練等給付費	5,467,628	5,941,308	6,292,675
更生医療給付費	588,195	604,533	599,426
育成医療給付費	7,164	6,354	6,494
審査支払費	519	519	522
支払事務費	12,371	13,867	14,360
補装具給付費	50,997	51,376	54,386
相談支援事業費	39,117	40,090	38,820
成年後見制度利用支援事業費	—	—	3,607
意思疎通支援事業費	5,658	5,704	6,198
日常生活用具給付費	65,922	67,503	69,720
移動支援事業費	134,268	136,886	153,365
地域活動支援センター事業費	63,500	61,100	61,100
福祉ホーム利用費補助	2,168	1,791	1,827
更生訓練費給付費	4,238	3,890	1,999
生活訓練等事業費	856	761	410
日中一時支援事業費	2,632	2,667	2,608
訪問入浴サービス事業	5,164	4,816	3,678
社会参加促進事業費	1,911	1,911	1,684
障害者福祉等啓発事業費	430	557	601
災害時障害者支援事業費	835	464	—
障害者虐待防止対策支援事業費	1,277	1,207	1,207
障害支援区分審査費	21,271	22,874	22,496
合計	6,478,094	6,972,163	7,339,186

### 3 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

#### (1) 介護給付

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）  
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行う。
- ② 重度訪問介護  
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
- ③ 同行援護  
視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出する際に必要な援助を行う。
- ④ 行動援護  
自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
- ⑤ 重度障害者等包括支援  
介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
- ⑥ 短期入所（ショートステイ）  
自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- ⑦ 療養介護  
医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
- ⑧ 生活介護  
常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
- ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）  
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### (2) 訓練等給付

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）  
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ② 宿泊型自立訓練  
居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
- ③ 就労移行支援  
一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ④ 就労継続支援（A型＝雇成型、B型）  
一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ⑤ 就労定着支援  
就労移行支援等を利用して、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、日常生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等を行う。
- ⑥ 自立生活援助  
定期的な巡回や通報による訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
- ⑦ 共同生活援助（グループホーム）  
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の援助を行う。

(3) 地域相談支援給付

① 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

(4) 計画相談支援給付

① サービス利用支援

利用者の心身の状況や利用意向等を勘察し、サービスを利用するための利用計画を作成する。

② 継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうか利用状況を検証し、必要に応じ計画を見直し、計画の変更等を行う。

(5) 介護給付・訓練等給付の利用者負担額

利用者負担は、所得に応じて負担上限月額（下表のとおり）が設定されている。

負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、費用の1割に相当する額を自己負担することとなる。

また、障害者等の負担能力を考慮したきめ細やかな軽減措置も実施している。

月額負担上限額		世帯の収入状況
生活保護	0 円	生活保護受給世帯
低所得	0 円	市民税非課税世帯
一般 1	【障害者】 9,300 円 【児童】 4,600 円  【20歳未満の入所施設利用者】 9,300 円	市民税課税世帯 ※所得割16万円（児童及び20歳未満の施設入所者の場合は28万円）未満の世帯 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く
一般 2	37,200 円	上記以外

(6) 補装具費の支給

身体障害者（児）等の失われた身体機能を補うための用具の購入又は修理に要する費用を支給している。利用者負担は、原則として1割としており、対象世帯の所得等に応じて負担上限額が異なる。

[補装具費の給付状況]

(単位:件、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
義肢	35	6.6	28	5.7	43	7.7
装具	51	9.6	54	11.1	53	9.5
盲人安全つえ	22	4.1	12	2.4	16	2.8
補聴器	216	40.6	197	40.2	217	38.7
車いす	95	17.9	97	19.8	114	20.4
電動車いす	38	7.1	22	4.5	28	5.0
歩行補助つえ	8	1.5	12	2.4	13	2.3
その他	67	12.6	68	13.9	76	13.6
計	532	100.0	490	100.0	560	100.0

(7) 自立支援医療

① 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳所持者を対象として、障害の除去・軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力又は職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担している。

[更生医療給付状況]

(単位:件、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
心臓機能障害	12	0.7	14	0.9	12	0.7
腎臓機能障害	1,593	97.3	1,634	97.0	1,701	97.3
肝臓機能障害	11	0.7	10	0.6	11	0.6
肢体不自由	1	0.1	1	0.1	1	0.1
視覚障害	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡障害	0	0	0	0	2	0.1
免疫機能障害	18	1.1	24	1.4	19	1.1
音声・言語・そしゃく機能障害	1	0.1	0	0	1	0.1
計	1,636	100.0	1,683	100.0	1,747	100.0

② 育成医療

18歳未満の障害児（将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含める。）を対象として、その身体障害の除去・軽減、機能の回復等を行うことにより、日常生活能力、社会生活能力・職業能力回復、向上、獲得することを目的とした手術等の医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担している。

[育成医療給付状況]

(単位:件、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
心臓機能障害	12	34.3	6	19.4	5	18.5
腎臓機能障害	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	9	25.7	7	22.6	2	7.4
視覚障害	0	0	1	3.2	1	3.7
聴覚・平衡障害	0	0	0	0	0	0
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	9	25.7	13	41.9	11	40.8
その他の内臓障害	5	14.3	4	12.9	8	29.6
計	35	100.0	31	100.0	27	100.0

③ 精神通院医療

精神科の通院医療について、自己負担を原則として医療費の1割としている。但し、世帯の所得水準に応じて1カ月当たりの負担に上限額を設定している。

(8) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障害者(身体・知的・精神)や障害児の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行っている。

② 意思疎通支援事業

聴覚障害のため、円滑な意思の疎通を図る上で支障がある障害者等に対し、手話通訳者及び要約筆記者等派遣事業を実施するとともに、障害福祉課に手話通訳者2人を配置している。

③ 日常生活用具の給付

在宅の重度障害者（児）等の日常生活がより円滑に行えるよう日常生活用具を給付している。  
利用者負担は原則として1割で、補装具に準じている。

[日常生活用具給付状況]

(単位:件)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
介護・訓練支援	特殊寝台	14	7	6	6	5
	特殊マット	2	4	2	3	4
	特殊尿器	0	0	0	0	0
	入浴担架	0	1	0	0	0
	体位変換器	0	0	0	2	1
	移動用リフト	1	0	0	0	1
	訓練いす	2	0	0	2	1
	訓練用ベッド	2	3	0	2	0
自立生活支援	入浴補助用具	18	11	9	8	3
	便器	2	2	4	0	1
	T字状・棒状のつえ	8	6	3	5	4
	移動・移乗支援用具(歩行支援用具含む)	12	4	7	13	2
	頭部保護帽	11	15	5	8	14
	特殊便器	0	1	0	0	0
	火災警報器	1	0	0	1	0
	自動消火器	3	0	0	0	0
	電磁調理器	6	9	3	0	2
	歩行時間延長信号機用小型送信機	1	0	0	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	3	3	6	2	5
在宅療養支援	透析液加温器	10	7	10	12	11
	ネブライザー(吸入器)	7	3	2	4	2
	電気式たん吸引器	13	9	5	12	5
	酸素ボンベ運搬車	0	0	0	0	0
	盲人用体温計	6	8	4	5	4
	盲人用体重計	5	7	3	4	2
	動脈血中酸素飽和度測定器	2	2	0	1	0
情報・意思疎通支援	携帯用会話補助装置	0	4	1	2	3
	情報・通信支援用具	1	3	8	3	1
	点字ディスプレイ	0	0	0	0	1
	点字器	2	3	1	0	2
	点字タイプライター	0	0	0	2	3
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	12	5	7	10	17
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	8	2	5	3	3
	視覚障害者用拡大読書器	13	10	5	13	10
	盲人用時計	16	8	6	5	4
	聴覚障害者用通信装置	0	0	0	0	0
	聴覚障害者用情報受信装置	1	0	0	0	1
	人工喉頭	3	3	4	6	3
	点字図書	7	12	7	1	5
	視覚障害者用情報受信装置	7	12	2	4	2
	人工内耳用電池	62	56	53	47	94
人工内耳用音声信号処理装置	2	0	3	0	0	
排泄管理	ストーマ装具(紙おむつ等含む)	5,470	6,292	6,690	6,832	6,415
	収尿器	0	0	0	0	0
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	6	6	6	9	2
計		5,739	6,518	6,867	7,027	6,633

※排泄管理の件数は、ストーマ装具等継続的に給付する場合、1か月分を1件として計上している。

④ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援している。サービスの形態は、個別にヘルパー等が介護する個別支援型と既存の交通機関を利用することが困難な在宅の重度障害者等に対し、リフト付ワゴン車（又は車いす対応軽自動車）を運行する車両移送型がある。個別支援型の利用者負担は、サービスに係る費用の1割（但し、市民税非課税世帯は無料）とし、車両移送型の利用者負担は無料としている。

⑤ 地域活動支援センター事業

障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行う事業を実施している。

施設名	定員 (人)	通所人員(人)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地域活動支援センター 太陽と緑の会リサイクル作業所	19	13	13	16	15	19
地域活動支援センターあゆみ園	20	14	13	28	34	31
ほっとハウス	20	11	11	12	11	13
地域活動支援センターやまもも	20	13	12	16	20	20
健祥苑地域活動支援センター	15	10	10	27	30	39
地域活動支援センターあわっこ	19	10	10	12	13	17
すみれ会支援センター	19	10	10	13	17	26
地域活動支援センターせんば作業所	13	6	6	10	8	15
地域相談支援センターれもん	11	13	14	23	21	33
地域活動支援センター夢工房	10	5	5	8	8	9

⑥ 福祉ホーム利用費補助

住居を求めている障害者が低額な料金で居室や設備等が利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を図り、障害者の地域生活を支援している。

利用者負担は、サービスに係る費用の1割（市民税非課税世帯は無料）としている。

施設名	定員 (人)	入居人員(人)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
リズム	10	2	1	1	1	1
ありの実	10	4	4	5	4	5
こまくさ	10	1	1	0	0	0

⑦ 更生訓練費の支給

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者のうち、利用者負担額の生じない者を対象に、職能訓練等を受けるために必要な文房具、参考図書等を購入する費用や通所に要する費用を支給している。利用者負担は、利用日数等により計算している。

⑧ 生活訓練等事業

障害者の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に、障害者を対象としたパソコン講座を開催している。

⑨ 日中一時支援事業

知的障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、知的障害者及び障害児の家族の就労支援若しくは日常的に介護している家族の 時的な休息のための支援を行っている。利用者負担は、サービスにかかる費用の1割（市民税非課税世帯は無料）としている。

⑩ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を目的に、障害者スポーツ大会、福祉展、手話奉仕員養成講座、自動車改造費助成の各事業を実施している。

ア 障害者スポーツ大会の開催

障害者がスポーツを通じて体力の増進と明るい協調心を養うとともに、障害者に対する市民の理解と協力を深めることを目的に、障害者スポーツ大会を開催している。  
平成30年度は、9月16日に徳島市立体育館において開催し約260人が参加した。

イ 障害者福祉展の開催

障害者の日頃の活動の成果を発表する場を提供し、障害者に対する市民の理解と協力を深めることを目的に、障害者福祉展を開催している。  
平成30年度は、2月2日にふれあい健康館において開催し21施設が参加した。

ウ 手話奉仕員養成講座の開催

福祉ボランティアを養成することを目的に、手話奉仕員養成講座を実施している。

エ 自動車改造費の助成

重度の肢体障害者本人が所有し、運転する自動車を改造する場合に10万円を限度として助成している。

[対象者の要件]

本市に居住する重度の肢体障害者で、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者

[自動車改造費助成件数]

(単位：件、円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付件数	3	4	6	4	3
助成金額	223,976	400,000	477,200	400,000	300,000

⑪ 身体障害者訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、日常生活の支援を行っている。

利用者負担は、サービスにかかる費用の1割（市民税非課税世帯は無料）としている。



#### 4 児童福祉法に基づく障害児通所サービス等

##### (1) 障害児通所給付

###### ① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

###### ② 医療型児童発達支援

肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行う。

###### ③ 放課後等デイサービス

就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

###### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等であって、外出することが困難である障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

###### ⑤ 保育所等訪問支援

保育所等施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

##### (2) 障害児相談支援給付

###### ① 障害児支援利用援助

障害児の心身の状況や利用意向等を勘案し、利用する障害児通所支援を利用するための利用計画を作成する。

###### ② 継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が適切であるかどうか利用状況を検証し、必要に応じ計画を見直し、利用計画の変更等を行う。

##### (3) 障害児通所給付の利用者負担額

利用者負担は、所得に応じて負担上限月額（下表のとおり）が設定されている。

負担上限よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、費用の1割に相当する額を自己負担することとなる。

#### [負担上限額]

月額負担上限額		世帯の収入状況
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市民税非課税世帯
一般1	4,600円	市民税課税世帯 ※所得割28万円未満の世帯
一般2	37,200円	上記以外